

# 公立大学法人の施設整備に係る 独自の資金調達について

【担当省庁】総務省、文部科学省

公立大学法人による民間資金等の借入については、現行制度上、大学施設の移転を目的とするもの等に限定されており、附属病院等の施設改修や最新の医療機器の購入等に要する資金は、借入先が設立団体である地方公共団体に限定され、法人自らの判断による民間資金等の調達・活用が許されていない。

大学経営の自由度を高めるためにも、附属病院等の施設改修等についても対象となるよう制度を拡充していただきたい。

また、当該施設の改修等に係る法人独自の長期借入に対して、設立団体である地方公共団体から資金を借り入れた場合と同様の財政支援をお願いしたい。

## 【現状・課題等】

- 公立大学法人が行う大学施設の整備に係る民間資金の借入については、大学施設の移転を目的とするものや学生寄宿舍・職員宿舍等の整備に限定されている。
- 附属病院施設の改修や最新の医療機器の購入に係る資金調達は、設立団体である地方公共団体のみに限定されており、法人が自らの判断による民間資金等の活用ができない。
- 公立大学法人化の趣旨は、大学の自律性を高め、業務運営の効率化を図るためと認識しているが、借入先が設立団体である地方公共団体に限定されていることで、法人独自の判断による大学・病院運営に支障が生じるほか、地方公共団体における借入の負担にもなっている。
- 国立大学法人については、償還財源が賄い得るものについては、土地の取得・施設の整備に必要な長期借入が認められていることから、公立大学法人についても、地方公共団体の予算措置等を待つまでも無く、国立大学法人と同様に、設立団体である地方公共団体の認可を経て長期借入ができる制度の拡充が必要
- 公立大学附属病院に係る整備に対しては、設立団体である地方公共団体が、法人に対する長期貸付として病院事業債を発行し、償還時に交付税 25 %が措置される。

|               |                             |
|---------------|-----------------------------|
| 京 都 府<br>の担当課 | 文化施設政策監付（075-414-4670、4667） |
|---------------|-----------------------------|

## 【国の事業等】

### ■地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）

第四十一条 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行をすることができない。

ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。

第七十九条の三 公立大学法人は、第四十一条第四項本文の規定にかかわらず、政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置（＝土地の取得等）に必要な費用に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、設立団体以外の者から長期借入金をし、又は当該公立大学法人の名称を冠する債券を発行することができる。

（政令で定める土地の取得等の範囲）

- ・公立大学法人の施設の移転のために行う土地の取得等
- ・学生の寄宿舍、職員の宿舍その他これらに類する宿泊施設
- ・公立大学法人及び当該公立大学法人以外の者が連携して行う教育研究活動に係る施設 等

## 【京都府の取組】

### ■京都府立医科大学附属病院整備（令和 5 年度～）

- ▶ 施設の老朽化により、大学の機能（教育、研究、診療）が十分に果たせていない状況。特に、病院施設（耐用年数超過）では診療への影響が著しく、建替整備を検討
- ▶ コロナ対応を経て「府民医療の最後の砦」としての役割（診療、人材育成）を再認識。新興感染症対策や、今後の医療環境に則した府民医療の実現のため、機能整備が必要

（当該事業による効果）

政策医療等の寄与する整備内容であり、重症病床の増床、施術室の拡大による診療報酬増と経営改善の取り組みにより、収支改善を図る。